

投資信託説明書
(交付目論見書)

使用開始日 2026.9.19

毎月
分配型エマージング諸国の債券に分散投資。
金利収入と通貨上昇を
捉えることをめざします。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券(債券))	年12回 (毎月)	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし(注)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。

(注)米ドル売り円買いの為替予約取引を行うことにより、米ドルと投資対象国通貨間の為替変動リスクが生じます。そのため「為替ヘッジなし」と分類しています。

- この目論見書により行うGS エマージング通貨債券ファンド(米ドル売り円買い)(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年9月18日に関東財務局長に提出しており、2026年9月19日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは約款の内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

設立年月日: 1996年2月6日/資本金: 4億9,000万円(2026年9月18日現在)

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額: 8兆2,601億円(2026年6月末現在)

グループ資産残高(グローバル): 3兆3,547億米ドル(2025年12月末現在)

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの目的

エマージング諸国の現地通貨建て債券を主要投資対象として、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

ファンドの特色

ファンドのポイント

- 1 エマージング諸国の現地通貨建て債券に分散投資を行います。
外貨建資産については、原則として米ドル売り円買いの為替予約取引*
を行い、米ドルに対するエマージング通貨の上昇機会を追求します。**
- 2 相対的に高い金利収入と長期的な通貨価値の上昇を捉えることを
追求します。**
- 3 原則として、毎月の決算時（毎月22日。ただし、休業日の場合は翌
営業日。）に分配を行います。**

*為替予約取引には、米ドルと円の短期金利差が目安となるコスト（プレミアムになる場合もあります。）がかかります。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います（ファンド・オブ・ファンズ方式については、後記「ファンドの仕組み」をご覧ください。）。

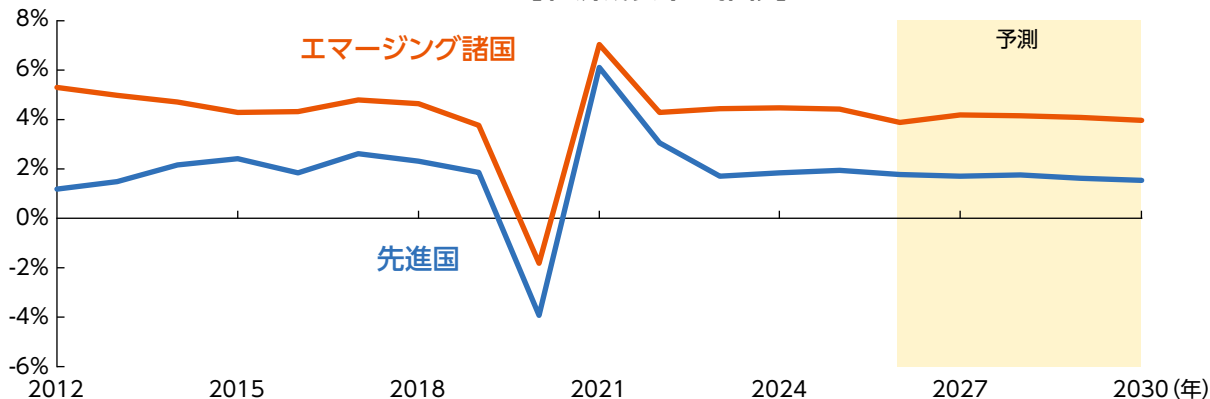
委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

エマージング市場への投資には、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため価格変動・為替変動が大きく、投資資産は大幅に減少するリスクが伴います。また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。

エマージング諸国の成長力

エマージング諸国の経済成長率は先進国を上回り、相対的に高い水準を維持してきました。

【経済成長率の推移】



期間：2012年～2030年（2026年以降は2026年4月における予測値）

出所：IMF（国際通貨基金）（World Economic Outlook, April 2026）

「先進国」、「エマージング諸国」はIMFによる分類 経済成長率は実質GDP成長率

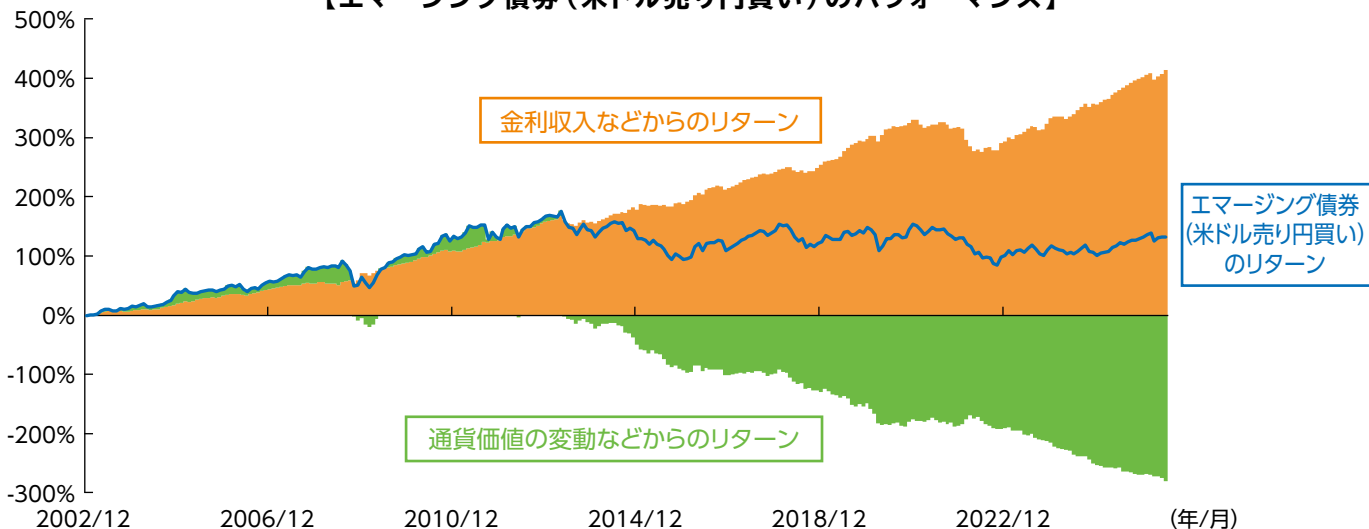
上記は経済や市場等の過去のデータおよび一時点における予測値であり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。経済、市場等に関する予測は資料作成時点のものであり、情報提供を目的とするものです。経済、市場等に関する予測は、高い不確実性を伴うものであり、大きく変動する可能性があります。予測値の達成を保証するものではありません。

金利収入の積み上げがパフォーマンスに貢献

エマージング債券への投資では、相対的に高い金利収入を長期にわたって積み上げることで、長期的に良好なリターンが期待できます。また、通貨価値が上昇（下落）した場合には、通貨価値の変動などからのリターンがパフォーマンスにプラス（マイナス）に寄与します。

※米ドル売り円買いの為替予約取引において、円の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、その金利差がコスト（損失）の目安となります。逆の場合には、その金利差がプレミアム（収益）の目安となります。

【エマージング債券（米ドル売り円買い）のパフォーマンス】



期間：2002年12月末～2026年6月末

出所：JPモルガン、ブルームバーグのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

「エマージング債券（米ドル売り円買い）のリターン」はJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（米ドル・ベース）のリターンから為替予約取引コストを控除して算出（取引コストの計算には米ドルと日本円の1ヵ月金利差を使用）。「金利収入などからのリターン」はJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（現地通貨ベース）のリターン（債券価格の変動も含みます）。「通貨価値の変動などからのリターン」は「エマージング債券（米ドル売り円買い）のリターン」から「金利収入などからのリターン」を差し引いて算出（為替予約取引コストを含みます）。（すべて2002年12月末を0として算出）

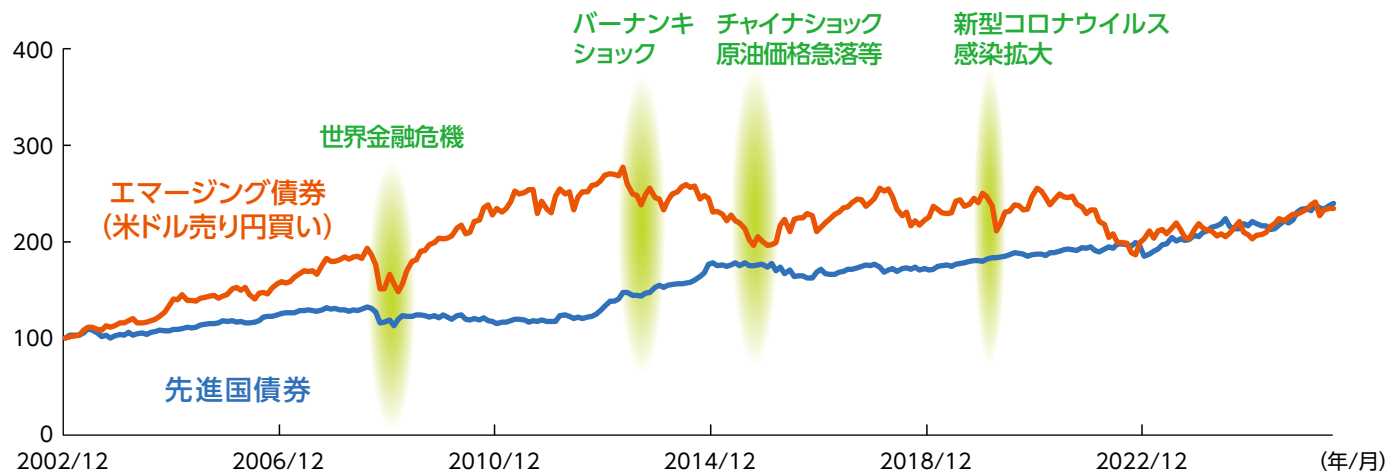
上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご注意ください。上記のエマージング債券とは、現地通貨建てエマージング債券を指します。

エマージング市場への投資には、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため価格変動・為替変動が大きく、投資資産は大幅に減少するリスクが伴います。また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。

エマージング債券投資のリスク

エマージング諸国の債券市場は、過去の経済危機時には一時的に大幅な下落を経験しましたが、底堅く推移しています。

【エマージング債券市場の値動きの推移】



期間：2002年12月末～2026年6月末（2002年12月末を100として指数化）

出所：ブルームバーグのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

エマージング債券（米ドル売り円買い）：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（米ドル・ベース）のリターンから為替予約取引コストを控除して算出（取引コストの計算には米ドルと日本円の1ヵ月金利差を使用）

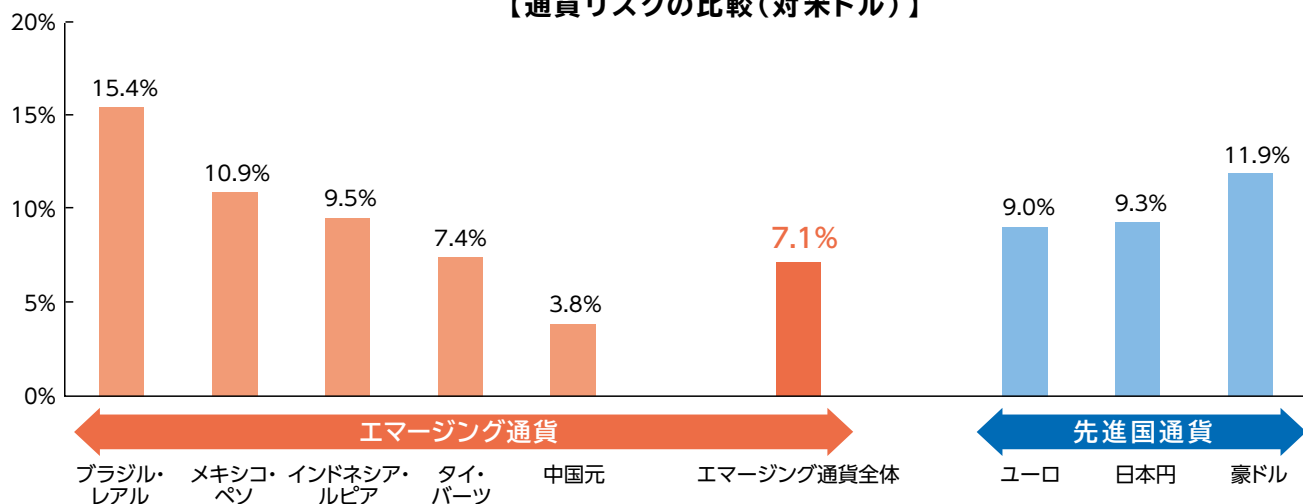
先進国債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）（円ベース）

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご注意ください。上記のエマージング債券とは、現地通貨建てエマージング債券を指します。本ファンドの実績は、後記「運用実績」をご覧ください。

エマージング通貨投資のリスク（対米ドル）

一部のエマージング通貨の価格変動リスクは相対的に大きい傾向にありますが、通貨を分散することによりリスクの低減が見込まれます。

【通貨リスクの比較（対米ドル）】



※エマージング通貨については金利収入を含みます。

期間：2002年12月末～2026年6月末

出所：ブルームバーグ

エマージング通貨：JPモルガン・エマージング・ローカル・マーケット・インデックス・プラス（米ドル・ベース）およびその構成国の月次リターンの年率標準偏差

先進国通貨：各通貨の対円為替レートの月次リターンの年率標準偏差

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。

エマージング市場への投資には、社会・経済・政治的不安定要素を多く含むため価格変動・為替変動が大きく、投資資産は大幅に減少するリスクが伴います。また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。

米ドル売り円買いとは

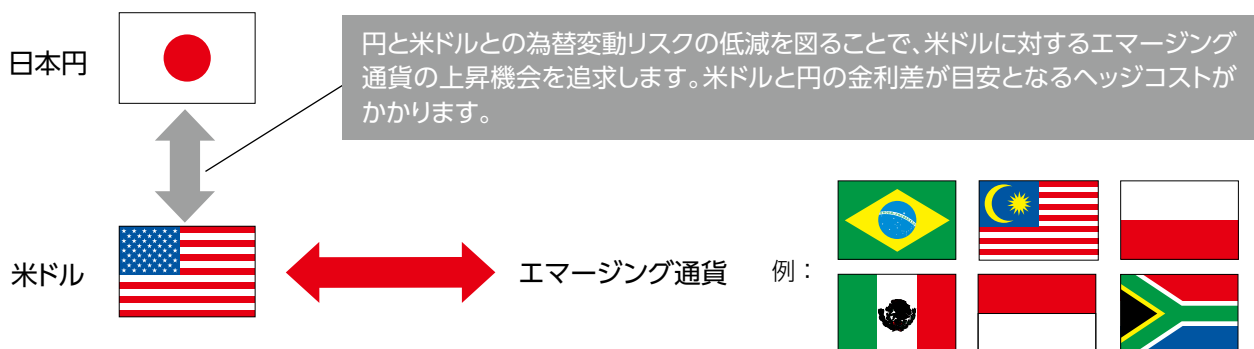
本ファンドでは、米ドル売り円買いの為替予約取引*を行うことで、米ドルに対するエマージング通貨の上昇機会を追求します。

- 実質的に米ドルから現地通貨建てエマージング債券へ投資した場合と同様の投資効果をねらいます。
- 実質的に世界の基軸通貨である米ドルをベースとすることにより、グローバルな潮流を捉えることをめざします。
- 実質的に米ドルをベースとすることにより、本ファンドでは、米ドルとエマージング通貨間の為替変動リスクを伴います。

*本ファンドは、エマージング諸国の現地通貨建て債券を主要投資対象とする米ドル建ての投資信託証券に投資を行い、米ドル売り円買いの為替予約取引を行います。為替予約取引において、円の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、その金利差がコスト（損失）の目安となります。逆の場合には、その金利差がプレミアム（収益）の目安となります。

本ファンドの為替変動リスク

ファンドの純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買い為替予約取引を行うことにより、円と米ドルとの間の為替変動リスクの低減を図りますが、完全に為替変動リスクを排除できるものではありません。また、実質的な組入れ対象となる現地通貨建てエマージング債券の通貨と米ドルとの間の為替変動リスクについてはヘッジされていません。実質的に、米ドルから現地通貨建てエマージング債券に投資した場合と同様の投資効果を追求します。



為替変動リスク

エマージング通貨が米ドルに対し上昇
(エマージング通貨高米ドル安)



為替差益

エマージング通貨が米ドルに対し下落
(エマージング通貨安米ドル高)



為替差損

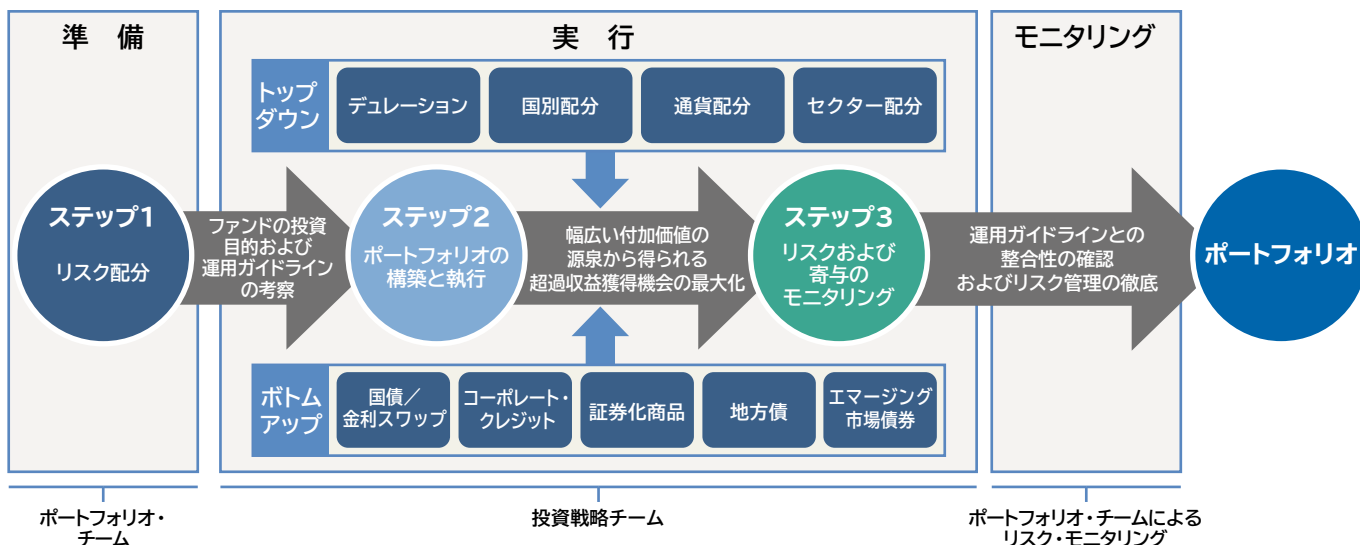
エマージング通貨が米ドルに対して下落する場合には、本ファンドのパフォーマンスにマイナスの影響を与えます。

上記は為替変動による損益の仕組みを例示をもって理解していただくための概念図です。

エマージング市場への投資には、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため価格変動・為替変動が大きく、投資資産は大幅に減少するリスクが伴います。また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。

ファンドの運用

本ファンドが組入れる主な投資信託証券の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。



本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

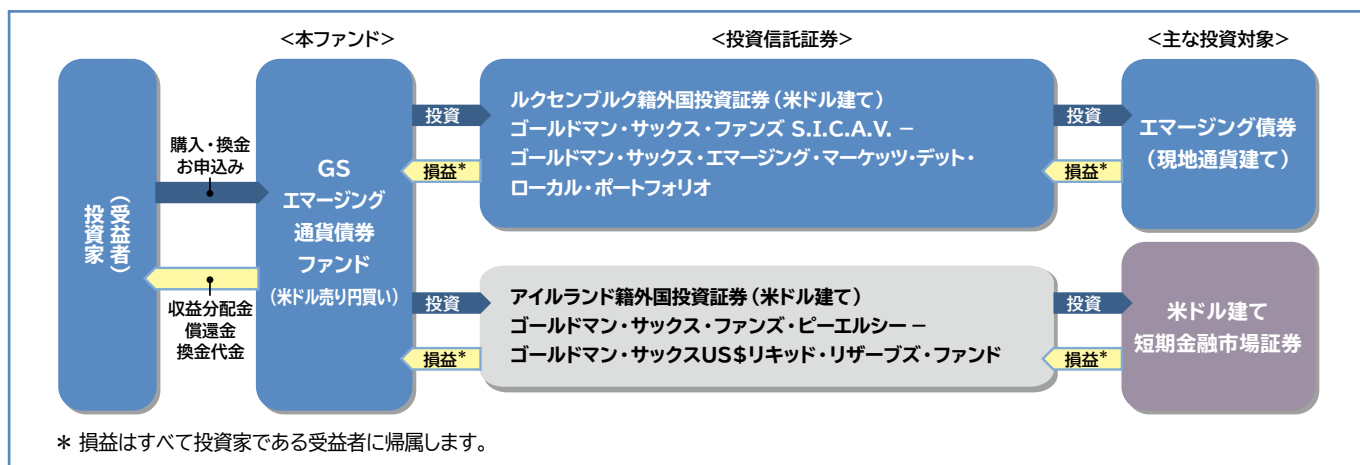
銘柄選定のフロー



上記は概念図です。
エマージング諸国における有事（経済危機、政治不安、戦争等）の際には、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式で行います。運用にあたってはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



各投資信託証券（以下、総称して「組入れファンド」、「組入れ投資信託証券」または「指定投資信託証券」ということがあります。）への投資比率は、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとします。原則として「ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ」の組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

「ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ」で組入れる債券については、原則として各通貨の対米ドルでのヘッジは行いません。

投資対象となる投資信託証券は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合があります。

追加的記載事項（組入れファンドの概要）

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ーゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	エマージング諸国の主に現地通貨建て債券に投資することにより、収入（インカム・ゲイン）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）からなるトータル・リターンを獲得することをめざします。ただし、運用にあたっては、運用者が定めるESG（環境・社会・ガバナンス）基準に基づく環境的・社会的な特性を推進することをめざします。
主な投資対象	①主にエマージング諸国の現地通貨建ての国債および社債に投資します。 ②金融デリバティブ商品（金利スワップ、通貨スワップ、NDF等）などにも投資できます。
運用報酬等	年率0.80%*（投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。） *上記投資信託証券の運用報酬の一部（年率1.00%のうち、年率0.20%）は、本ファンドに対して毎月払い戻されるため、実質的な運用報酬率は年率0.80%となります。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ビー・ブイ
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド

上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われる場合があります。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ーゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針等	①主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。 ②高格付証券として適格であり、また格付けのない場合には高格付証券と同等の信用度を有すると投資顧問会社がみなす広範な証券に投資します。 ③原則として購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。
運用報酬等	年率0.35%を上限とします。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

上記は2026年9月18日現在の組入れファンドの概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式（指定投資信託証券を除きます。）への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

ファンドの分配方針

原則として、毎月の決算時（毎月22日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます）から収益分配を行います。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万口=1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

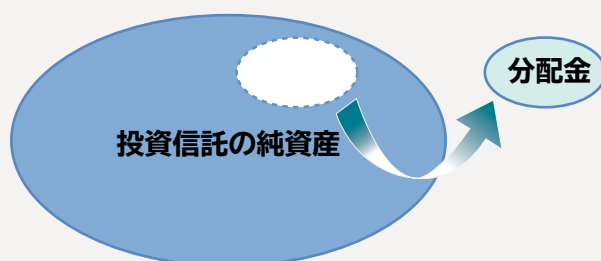


※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



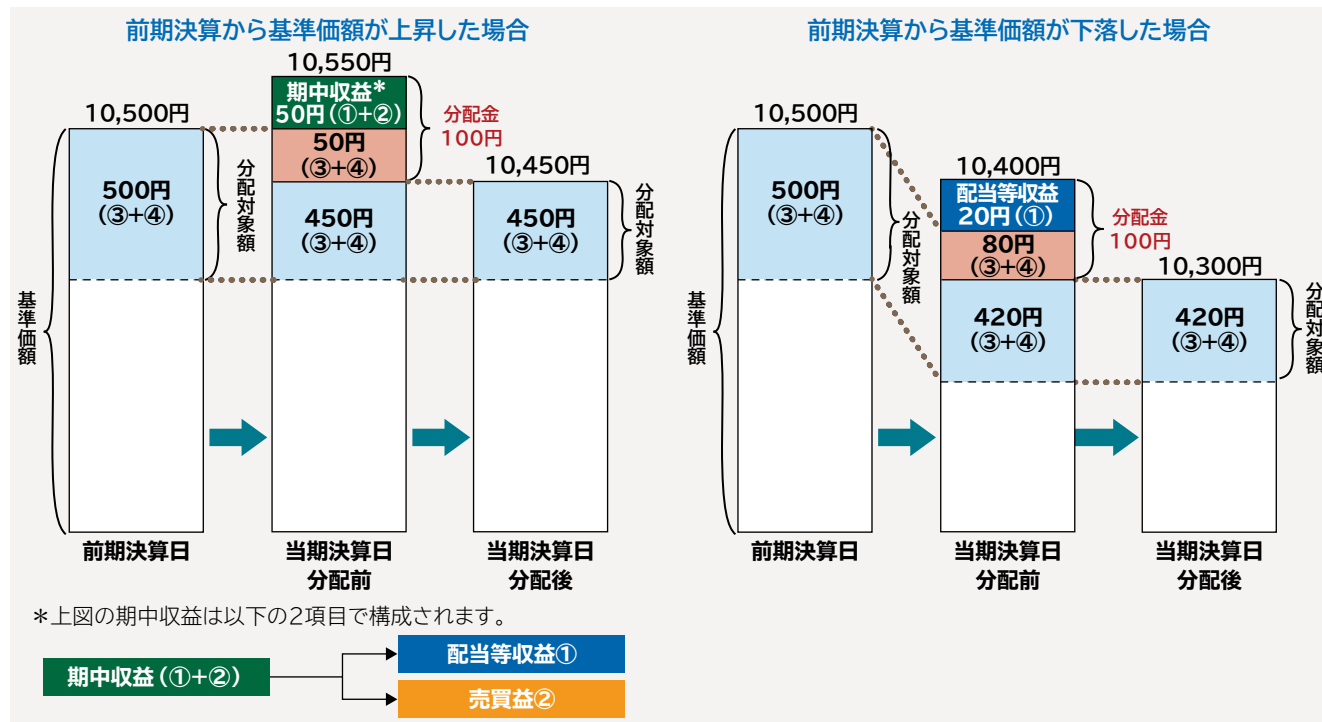
収益分配金に関わる留意点（続き）

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金（当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益）④収益調整金（信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分）です。

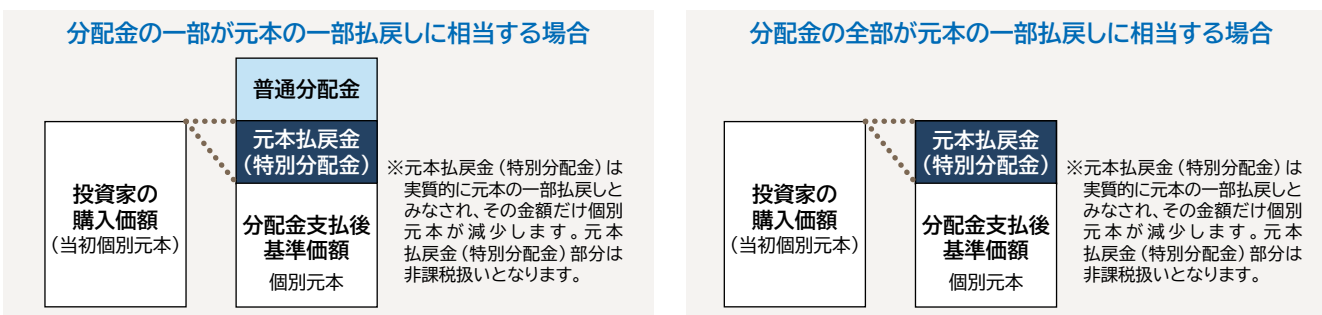
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金（特別分配金）として非課税の扱いになります。



普通分配金：個別元本（投資家のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

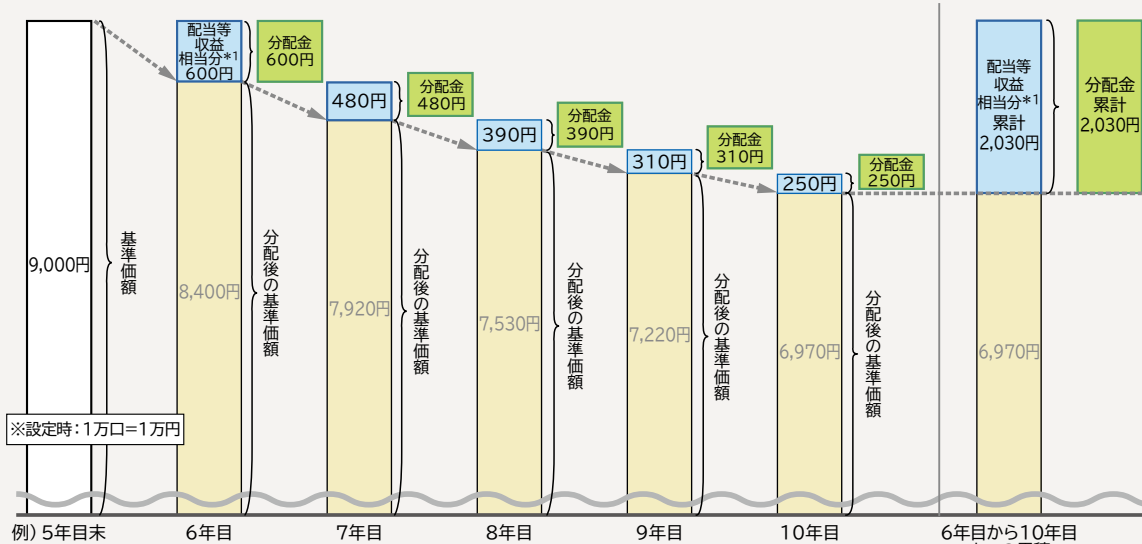
（注）普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

数年間にわたって基準価額が下落した場合

① 配当等収益を中心に分配する場合

※年間のリターン（税引前分配金込み）が0%と仮定

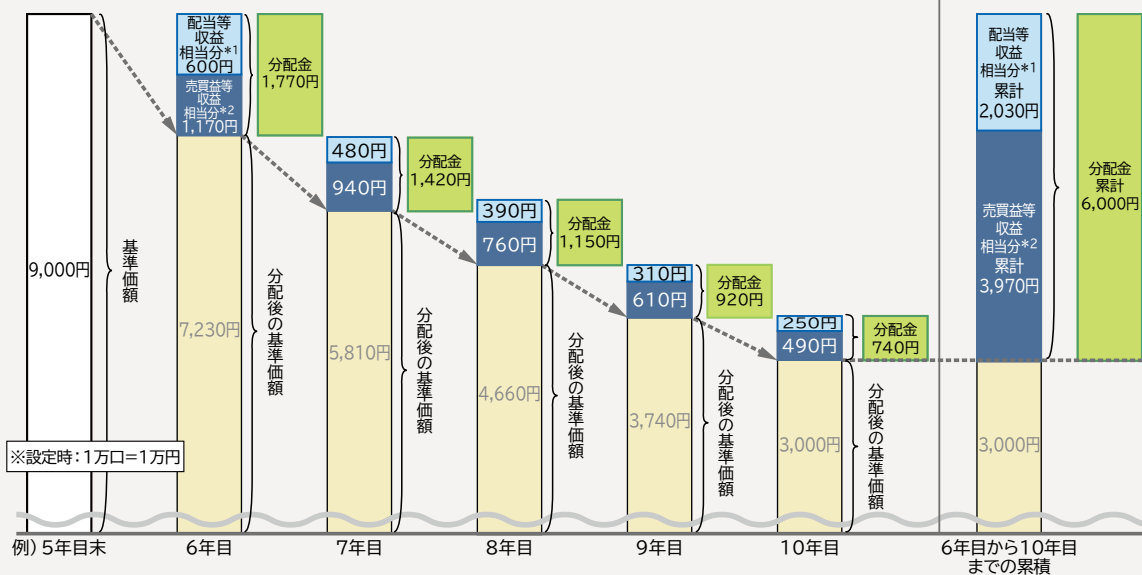
※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



② 配当等収益に加え、売買益（評価益を含みます。）も分配する場合

※年間のリターン（税引前分配金込み）が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



* 1 配当等収益相当分には分配準備積立金（当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益）のうち配当等収益を含む場合があります。

* 2 売買益等収益相当分には分配準備積立金（当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益）のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。

（注）上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分（配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円）の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円（3,000円+3,970円）になります。

配当等収益相当分
売買益等収益相当分
分配金
分配後の基準価額

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因



エマージング市場への投資に伴うリスク

エマージング市場への投資には、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が少ないことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること（このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。）、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。

エマージング諸国の債券等の格付けの低い債券については信用リスクがより高くなります。また、エマージング諸国の債券は、先進国の通貨建て債券と比較して、相対的に高い為替変動リスクを有すると考えられます。

エマージング市場への投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。



債券投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、外国債券を投資対象とする投資信託証券を組入れますので、本ファンドへの投資には、債券投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。一般的に債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。

また、債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴います。一般に、債券の値動きの幅および信用リスクは、残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。



為替変動リスク

本ファンドは、実質外貨建資産の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替予約取引を行います。投資信託証券を通じて保有する実質投資対象はエマージング市場の現地通貨建ての証券であるため、結果としてエマージング通貨と米ドルとの間の為替変動の影響を受けます。なお、本ファンドにおいて、円と米ドルとの間の為替変動リスクの低減を図るための為替予約取引（ヘッジ取引）を行います。為替変動リスクは完全に排除できるものではありません。また、円と米ドルのヘッジ取引により、エマージング通貨と米ドルとの為替変動の影響で本ファンドのパフォーマンスが低下（エマージング通貨が米ドルに対し下落した場合に為替差損が発生）する場合があります。なお、為替取引を行うにあたり取引コストがかかります（取引コストとは、為替取引を行う通貨の金利と円の金利の差が目安となり、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。）。

その他の留意点

- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスク管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

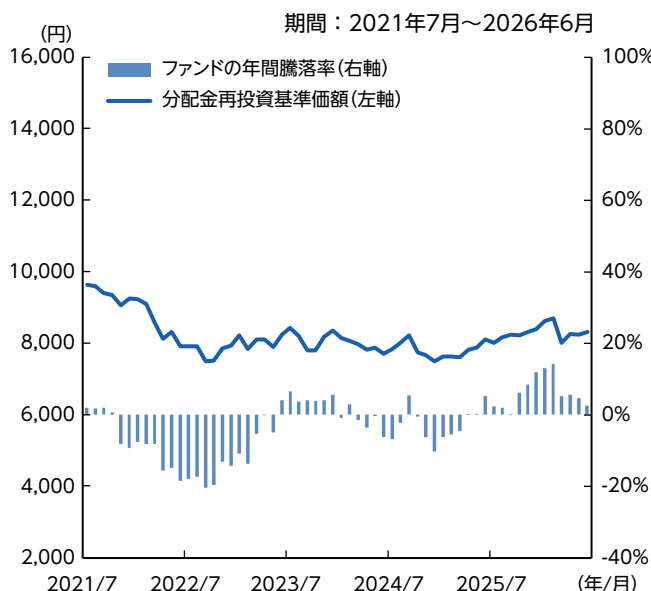
リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行ないます。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

参考情報

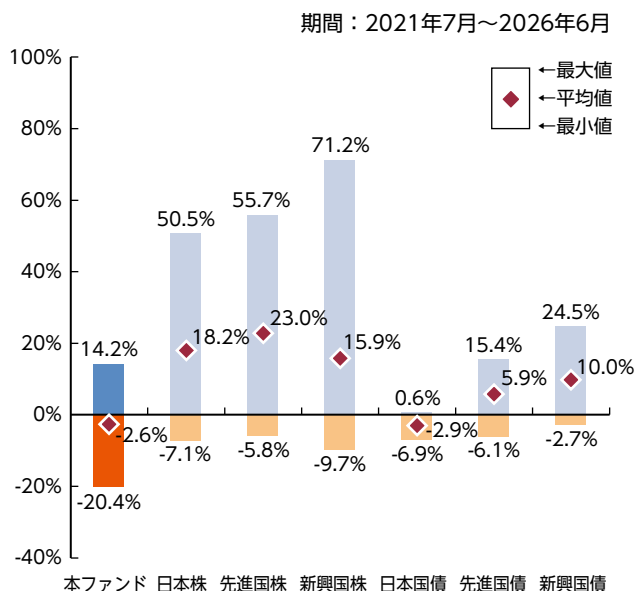
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

□東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者(以下総称して「MSCI当事者」といいます)は、MSCIの情報について一切の保証(独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません)を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害(逸失利益を含みます)およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

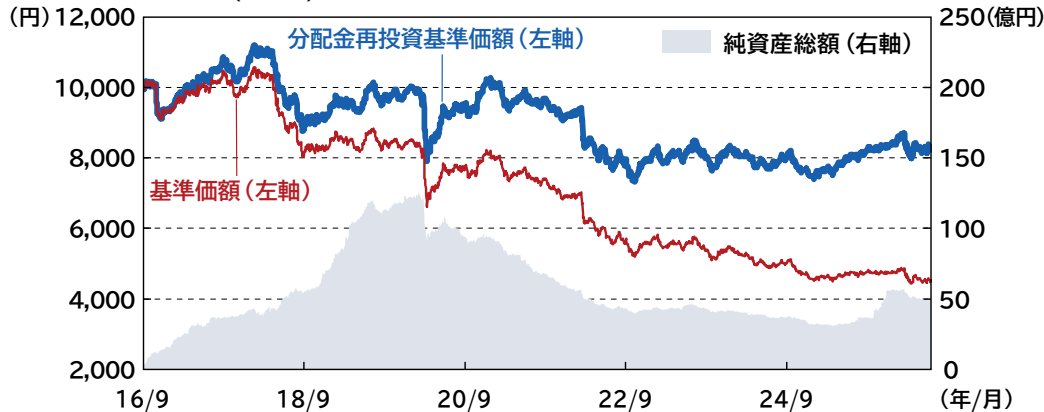
本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2026年6月30日現在

■基準価額・純資産の推移

2016年9月12日(設定日)～2026年6月30日



- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

■分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	25/7/22	25/8/22	25/9/22	25/10/22	25/11/22	25/12/22	26/1/22	26/2/24	26/3/23	26/4/22	26/5/22	26/6/22	直近1年累計	設定来累計
分配金	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	360円	4,090円

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■主要な資産の状況

組入上位銘柄

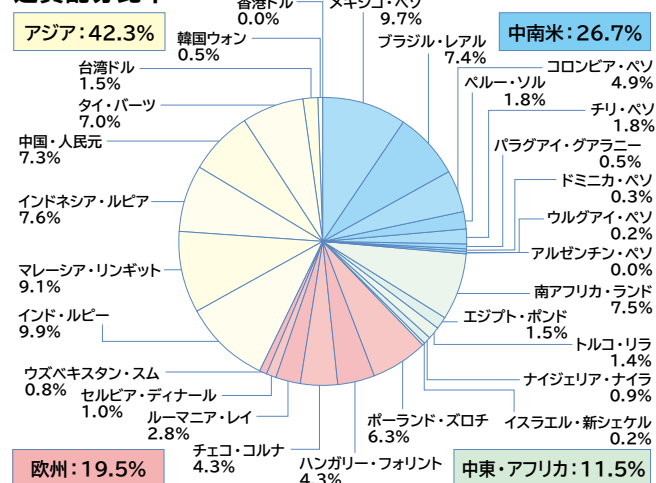
銘柄名	種類	比率
ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ	投資証券	96.8%
ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド	投資証券	3.0%

主要組入ファンドの資産の内容

ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ

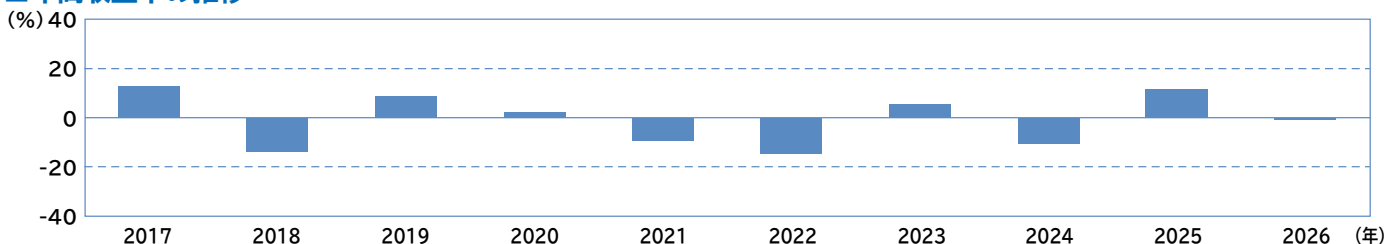
	銘柄名	償還日	クーポン	比率
1	メキシコ国債	2029/3/1	8.50%	5.7%
2	ブラジル国債	2029/1/1	10.00%	3.5%
3	南アフリカ国債	2032/3/31	8.25%	3.4%
4	インド国債	2034/4/8	7.10%	3.2%
5	コロンビア国債	2030/2/27	12.50%	2.9%
6	インドネシア国債	2030/9/15	7.00%	2.9%
7	メキシコ国債	2036/11/20	10.00%	2.8%
8	ポーランド国債	2032/4/25	1.75%	2.5%
9	コロンビア国債	2035/1/24	11.75%	2.4%
10	チェコ国債	2029/11/29	0.05%	2.3%

通貨配分比率*



*実質的にエマージング通貨に投資している比率の合計を100%として計算しています。円グラフには、ロング(買い)ポジションのみを表記しており、上記以外にショート(売り)ポジション(売りの為替予約取引等)としてロシア・ルーブル(比率:-0.03%)、フィリピン・ペソ(比率:-0.04%)、シンガポール・ドル(比率:-0.39%)の保有がございます。なお、地域別の比率は、ロング、ショート両方のポジションを合計して表記しています。

■年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 本ファンドにベンチマークはありません。
- 2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社によって異なります。
	購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額
	購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	販売会社によって異なります。
	換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
 申込について	購入・換金 申込不可日	英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日（以下「ファンド休業日」といいます。）
	申込締切時間	「ファンドの休業日」を除く 毎営業日の原則として午後3時30分までに 販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。
	購入の申込期間	2026年9月19日から2027年3月19日まで （申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円以上の大口のご換金は制限することがあります。
	購入・換金 申込受付の 中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
 その他	信託期間	2028年3月22日まで （設定日：2016年9月12日） ※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。
	繰上償還	受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
	決算日	毎月22日 （ただし、休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
	信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
	公告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	年2回(6月および12月) の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
	課税関係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 本ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象ではありません。 配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、3.85% (税抜3.5%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。) 購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。
換金時	信託財産留保額	なし

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して ①本ファンド		年率1.023%(税抜0.93%)	
		(内訳)			
		支払先の 配分 および 役務の 内容	委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.055% (税抜 0.05%)
			販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.935% (税抜 0.85%)
			受託会社	ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等	年率0.033% (税抜 0.03%)
		②投資対象とする投資信託証券		年率0.80%程度	
		役務の 内容	投資顧問会社	ファンドの運用 等	年率0.80%程度
		実質的な負担 (①+②)		年率1.823%(税込) 程度	
※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。					
	信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券より支払われます。			
随時	その他の費用・ 手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料(組入れ投資信託証券において発生したものを含みます。)はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。			

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金	
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に 対して20.315%

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。

上記は、2026年9月18日現在のものです。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.99%	1.01%	0.98%

- 対象期間は2025年12月23日～2026年6月22日です。
- 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料、および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- その他費用には、投資先ファンド(本ファンドが組入れている投資信託証券)にかかる費用が含まれています。
- 投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。
- 本ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。
- 詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。